

学校いじめ防止基本方針

長野県松本筑摩高等学校

一 いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

『心あらたな学び直し』、『限られた時間を活かしての学び』、『働きながらの学び』を願う生徒が、安心して学習する環境を作り、社会の一員として生きる力を育成する。」という本校の中・長期目標を実現していく中で、生徒一人ひとりの自尊感情を高め、自他の人権を尊重する意識を向上させ、人間関係形成能力を養う。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるが、そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

ア 生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。

ウ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。些細な兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する必要がある。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係

機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識

- 「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こり得る」 だれもが被害者にも加害者にもなり得る
- 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」 いじめられたとする生徒の心理面を重視する
- 「いじめは人として絶対許されない」 人権や生命にかかわる重大な問題である

(3) いじめの様態

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

ア 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせる、けんかなど
(遊ぶふりやふざけ合いの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

イ 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。

ア いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加する機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)

- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。（学校）

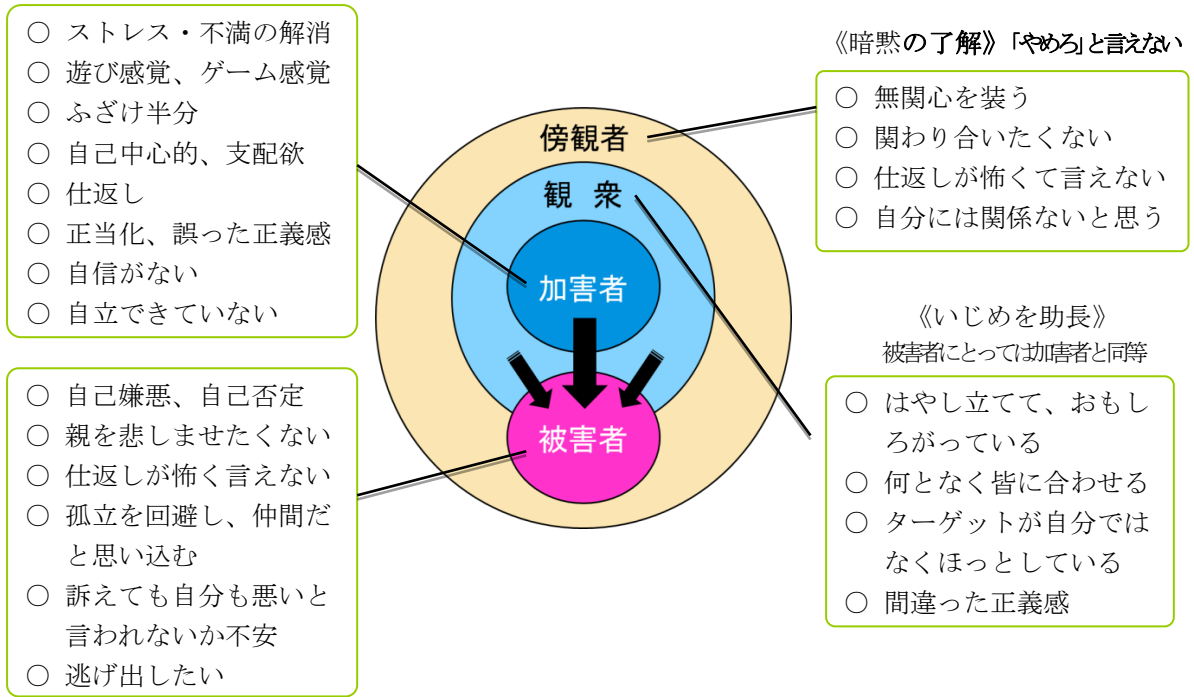
また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは力関係を背景に、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集行的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。



ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

(5) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条に規定、以下「組織」という。）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。些細なできごととも軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《配慮すべき点》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

二 いじめの防止等のための取組

1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ

(1) 組織の名称及び構成員

組織の名称 管理委員会

構成員 校長、教頭、教務主任、生徒支援主任、養護教諭

(必要に応じて、生徒支援係、生徒相談係、年次主任等を加える。)

(2) 組織の役割

ア 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケートを行い、取組の見直しを行う。

イ 学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

ウ いじめの早期発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

エ 教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・年度当初に学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合等を活用して周知を図る。
- ・人権教育強調月間などを年間計画に位置づけ、授業参観や学年PTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組を考え合う機会をもつ。
- ・生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

イ いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、人権教育や体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

(ア) 授業中の生徒指導の充実

- ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。

(イ) 人権教育

- ・思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。

(ウ) ホームルーム活動

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

(エ) 生徒会活動

- ・生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げる喜びを体得できるよう支援する。
- ・生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

ウ 職員の資質の向上

- ・生徒理解に関する研修（生徒との信頼関係の構築）
- ・生徒指導や教育相談スキルの向上（話をよく聞く等の受容的態度と毅然とした姿勢のバランス）

- ・職員研修の充実いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・教師自身の人権感覚の向上を図る。
- ・相互の授業公開を実施し、生徒指導の視点から授業をふりかえる機会をもつ。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 日常活動を通じた早期発見

- ・教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする。
- ・生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫をする。

イ 相談体制の充実

- ・生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口を設け、周知する。

校内相談窓口 (0263-47-1351)
 こどもの権利相談室「こころの鈴」(0120-200-195)
 学校生活相談センター (24時間子どもSOSダイヤル)
 (0120-0-78310)
 長野県子ども支援センター (0800-800-8035)
 チャイルドライン (0120-99-7777)

- ・教育相談係が、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
- ・チェックシートを活用し、定期的な生徒の状況を観察する。
- ・いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく、速やかに情報を共有し適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を常に確認しておく。

ウ アンケート調査の活用

- ・定期的に「生活アンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。
- ・「生活実態調査」、年間2回の「授業評価アンケート」、「アセス」等を用いて、生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。
- ・家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。

(3) 学校の取組に対する評価

- ・「いじめ問題への取組みチェック表」による評価を行い、生徒や保護者の意識を把握する。
- ・年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
- ・評価したものを家庭や地域に公表する。

いじめ問題への取組チェック表 [学校用]

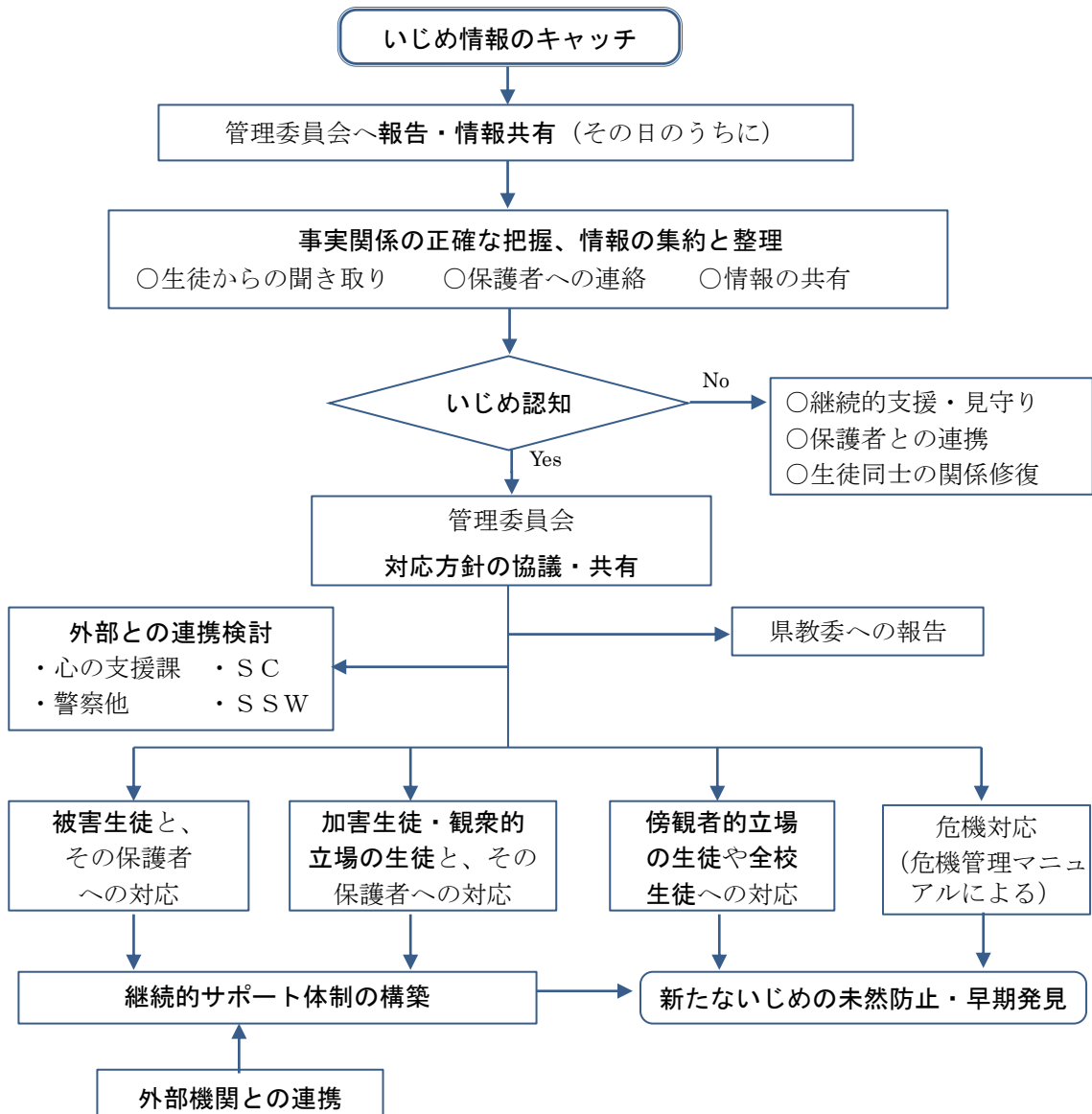
チェック項目		チェック	問題点や今後の改善策
指導体制	(1) いじめが生じた際には、特定の教員が抱え込むことなく、校長の指導のもと、教職員間の情報共有と一致協力した迅速な対応が行えるように組織されている。	<input type="checkbox"/>	
	(2) 「いじめ対応マニュアル」を整備し、組織的な早期対応、関係機関との連携などについて、全教職員で確認している。	<input type="checkbox"/>	
	(3) スクールカウンセラーや医療機関などの専門機関との連携の在り方について、教職員間で共通理解がなされている。	<input type="checkbox"/>	
教育指導	(4) いじめの態様や背景、指導上の留意点などについて共通理解を図るため、職員研修を計画的に実施している。	<input type="checkbox"/>	
	(5) ホームルーム活動の時間、全校集会等にいじめ問題を取り上げ、人権意識を高める機会を計画的に設けている。	<input type="checkbox"/>	
	(6) 生徒への情報モラル教育や、インターネットや携帯電話に関する保護者への啓発を計画的に実施している。	<input type="checkbox"/>	
	(7) 日頃から人権感覚を磨き続け、率先して人権を尊重する態度を示している。	<input type="checkbox"/>	
	(8) 加害児童生徒の思いは受け止めつつも、「いじめは絶対に許されない」という基本のもと、毅然とした粘り強い指導がなされている。	<input type="checkbox"/>	
	(9) 犯罪として取り扱われる可能性のあるいじめや暴力行為等には、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る体制が整っている。	<input type="checkbox"/>	
	(10) 被害生徒を徹底して守り通すという共通認識のもと、心のケアやさまざまな弾力的措置などの対応に当たっている。	<input type="checkbox"/>	
早期発見・早期対応	(11) 生徒の実態把握と、いじめの早期発見・早期対応のため、定期的にアンケート調査を実施している。	<input type="checkbox"/>	
	(12) 個別面談の実施などにより、生徒の生活や人間関係についてきめ細かい把握に努めている。	<input type="checkbox"/>	
	(13) いじめが生じた際には、生徒指導係やいじめ対策委員会等が連携して対応の検討をし、具体的な継続指導を行う体制ができています。	<input type="checkbox"/>	
	(14) いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告し、連携協力して対応している。	<input type="checkbox"/>	
	(15) 教育相談の環境を整備し、また、校外の相談窓口について、生徒や保護者への周知に努めている。	<input type="checkbox"/>	
家庭・地域との連携	(16) いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めている。	<input type="checkbox"/>	
	(17) 家庭や地域に対して、学校通信や保護者懇談会などを通じて、いじめ問題の重要性の認識を広め、緊密な連携協力を図っている。	<input type="checkbox"/>	
	(18) いじめを把握した場合には、速やかに保護者に連絡し、一致協力してその解決に当たっている。	<input type="checkbox"/>	

(4) いじめが起きたときの対応

ア いじめ対応の基本

- **「一人で抱え込まず、チームで対応」**
 - ・ 情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、ホウ・レン・ソウ。
 - ・ 迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
 - ・ 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
 - ・ 情報提供者の秘密を厳守する。
- **「被害生徒を守り通す」**
 - ・ 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
 - ・ いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。
- **「いじめは絶対許さない」**
 - ・ 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

イ いじめ対応フローチャート



ウ 支援・指導のポイント

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり抱え込んだりせず、速やかに「組織」に集約する。指導体制は「組織」が決定する。
- ・「組織」の職員が分担して速やかに関係生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・事実関係が明らかになったら迅速に保護者に伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

(イ) いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたいうえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。

(ウ) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ・いじめを完全にやめさせたいうえで「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、生徒が自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
- ・いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

(エ) いじめが起きた集団への指導

- ・いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。

(5) ネット上のいじめへの対応

学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

ア ネット上のいじめの実際

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- ・掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- ・電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- ・特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- ・誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- ・「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- ・「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送り合う。

イ ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

ウ ネット上のいじめへの対応

- (ア) 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者あてにパンフレットを発送したり、講演会を行ったりする。
- (イ) 生徒間の情報に注意し、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- (ウ) 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずる。

エ 削除依頼について

(ア) 証拠の保全・記録

- ・発見日時、発見の経緯
- ・ウェブページアドレス（URL）の記録
- ・ウェブページの印刷とファイル保存（印刷が困難な場合は「画面メモ」機能やカメラ等で記録）

(イ) 削除依頼

- 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
- 加害生徒が特定できない場合
 - ・ 削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見るのが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
 - ・ 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
 - ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
 - ・ 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。
- 削除依頼の手順
 - 1 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
 - 2 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
 - 3 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
 - 4 削除されない場合、専用の相談窓口にご相談する。

※ 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室に相談する。
- 削除依頼メールの文例

【削除依頼】 誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL : http://～

スレッド : http://～

書き込みNo. :

掲載情報 : 私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と○○しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

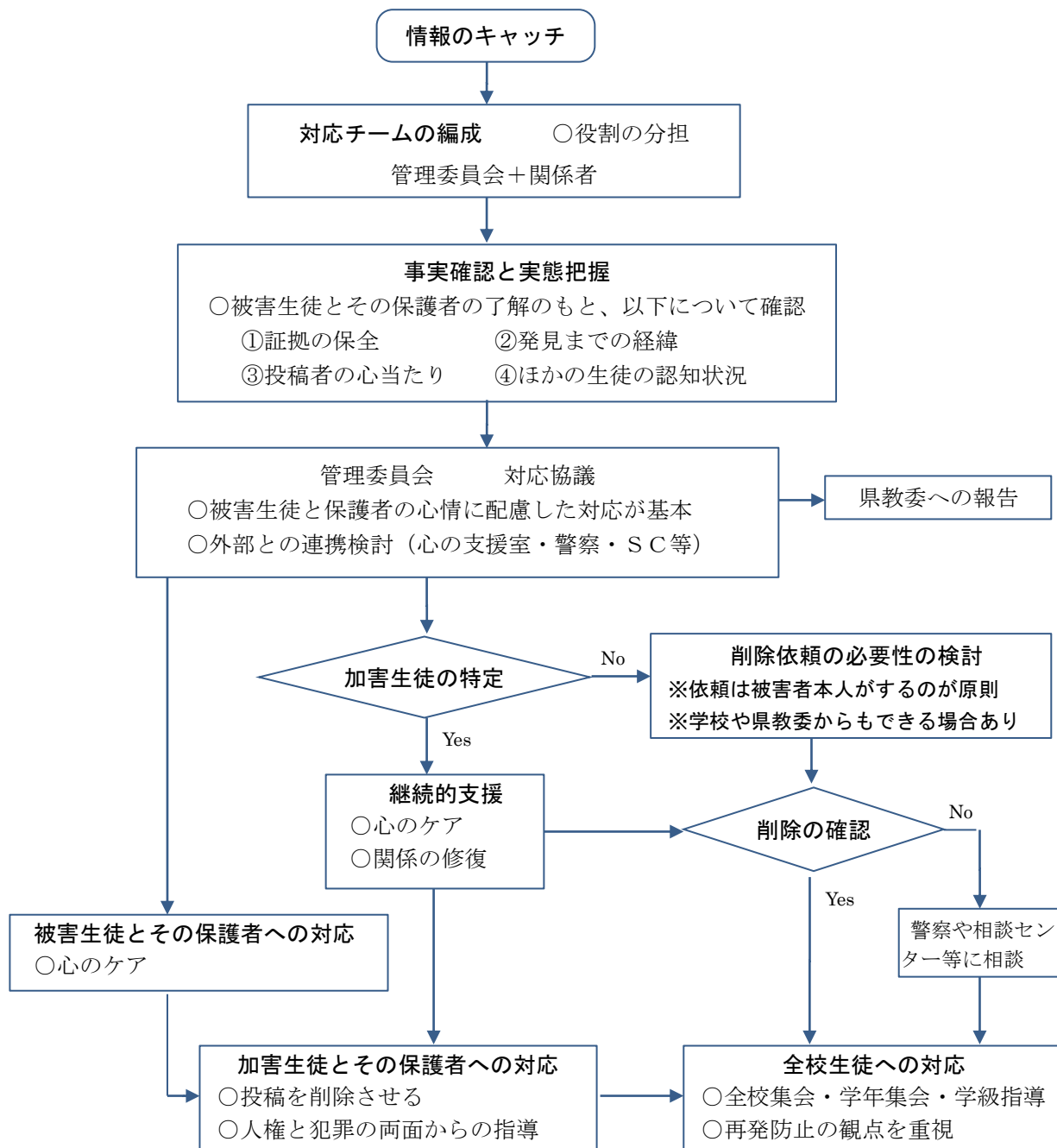
侵害された権利 : プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由 : 私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

オ 相談窓口

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権110番」 0120-007-110
- 心の支援課 026-235-7436

カ ネットいじめ対応フローチャート



(6) 関係機関と連携した取組

警察と学校と日常的な連携のための窓口交換をする。

(7) 重大事態発生時の対応

《重大事態とは》

(いじめ防止対策推進法第 28 条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「組織」を中核とした「危機対応チーム」を立ち上げる。
- ・ 関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

学校は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、目的、組織等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ 県教育委員会から必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

なお、この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(8) いじめ防止等の取り組み年間計画

学期	月	午前部午後部	夜間部	通信制
前期	4	●規律ある学習環境作り (4月) ●SST(1年次4～5月)	●いじめ対策に係わる共通理解(職員会)(4月) ●いじめ防止宣言(始業式)(4月)	●学習の進め方と学校生活のルールについて確認(前期4月)
	5	●公開授業(5月)	●学級びらき、仲間づくり(4月)	●スクーリング時の見回り(前期4～9月)
	6	●学校生活アンケート実施(6月) ●人権教育講演会(6月)	●新入生と対面式(生徒会)(4月)	●保護者懇談会(前期5月)
	7	●情報モラル学習会(7月) ●授業評価アンケート(7月) ●保護者懇談会(7月)	●学校生活アンケート(5月) ●前期スポーツ大会(6月) ●三者懇談会(7月)	●運動会(6月)
	8	●全校集会(7月) ●全校体験学習(7月) ●職員研修会(7月)	●全校集会(7月) ●後期始業式(9月)	●くれきの探究(前期7月) ●生活体験発表会(7月)
	9			●保護者アンケート・授業評価アンケート(前期8月)
	10	●SST(2年次、10～11月) ●全校集会(10月) ●公開授業(10月)	●学校生活アンケート(10月) ●くれきの祭(10月)	●スクーリング時の見回り(後期10～2月)
	11	●職員研修会(11月)	●三者懇談会(10月) ●後期スポーツ大会(10月) ●公開授業学校説明会(11月)	●通信制文化発表会(10月) ●保護者懇談会(後期10月)
	12	●人権週間(12月) ●学校生活アンケート実施(12月)	●職員研修会(11月)	●くれきの探究(後期12月)
後期	1	●授業評価アンケート(12月) ●保護者懇談会(12月)	●SSTに関わる講演(11月) ●三者懇談会(12月)	●保護者アンケート・授業評価アンケート(前期12月)
	2	●全校集会(12月) ●SST(3年次、12月)	●全校集会(12月) ●後期終業式(3月)	●学校生活アンケート(1月)
	3	●学校生活アンケート実施(2月)	●新入生オリエンテーション(3月) ●入学式保護者説明会(3月) ※年間を通し週計2回から3回ある連絡会・職員会で生徒の情報を共有化する	●個人面談〈受講指導時〉(1月)
				●学習振返りアンケート〈最終レポート提出時〉(1月)